

# 日本保健医療行動科学会 会則

(1986年6月8日制定施行, 2014年6月1日最終改正)

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

1. 本会は, 日本保健医療行動科学会と称する。
2. 本会の英文名は, The Japan Academy for Health Behavioral Science と称する。

### 第2条 (目的)

本会は, 保健医療行動科学の発展・普及および研究者相互の連携・協力をはかることを目的とする。

### 第3条 (事業)

本会は, 前条の目的を達成するため, 次の事業を行う。

1. 大会・部会および研究会の開催
2. 共同調査研究
3. 機関誌その他の刊行物の発行
4. その他, 必要な事業

## 第2章 会員

### 第4条 (会員)

本会の会員は, 通常会員, 賛助会員, 機関会員および学生会員とする。

### 第5条 (通常会員)

通常会員は, 本会の趣旨に賛同し, 保健医療領域の行動科学あるいは関連領域の学術の知識をもつ者, あるいは役員によって推薦された者で, 理事会の承認を得た個人とする。

### 第6条 (賛助会員)

賛助会員は, 本会の趣旨に賛同し, 本会の事業を後援するため財政的援助等をなした者で, 理事会の承認を得た個人および機関とする。

### 第7条 (機関会員)

機関会員は, 本会の趣旨に賛同し, 保健医療領域の行動科学あるいは, 関連領

域等で理事会の承認を得た機関とする。

### 第8条 (学生会員)

学生会員は, 本会の趣旨に賛同し, 保健医療領域の行動科学あるいは関連領域の学術の知識を学んでいる大学院生・学部学生で, 理事会の承認を得た個人とする。

### 第9条 (入会)

本会に通常会員として入会を希望する者は, 所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて入会手続きをとらねばならない。

#### (会員の権利)

会員は, 本会の行う行事に参加することができ, また本会の発行する刊行物の配布を受けることができる。

### 第10条 (除名)

会員にして, 次の各号に該当する者は理事会の決議により除名することができる。

1. 本会の名誉を著しく毀損した者
2. 会費を滞納 (5年以上) した者

## 第3章 役員

### 第11条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 顧問 若干名
4. 理事 14名 (会長1名, 副会長2名を含む)
5. 評議員 若干名
6. 委員 若干名
7. 監事 2名

### 第12条 (会長任命理事)

前条の規定にかかわらず, 会長任命による理事を6名以内に限り置くことが

できる。ただし、その人選に当たっては理事会の議を経なければならない。

#### 第 13 条 (役員を選出)

役員を選出は次による。

1. 会長および副会長は理事の互選とし、総会の承認を得るものとする。
2. 顧問は、本会に特別功労のあった者を理事会の議を経て総会で推挙する。ただし、任期は別に定めない。
3. 理事は、別に定める規定により選出する。
4. 評議員および委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
5. 監事は、別に定める規定により選出する。

#### 第 14 条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 顧問は、本会の重要会務につき、会長の諮問に応じる。
4. 理事は、会長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
5. 理事会は、各種委員会を置く。編集委員会、広報委員会、国際交流委員会、中川記念奨励賞選考委員会の常置委員会を置き、各委員会の委員長によって運営される。また、必要に応じて、委員長は副委員長および委員を指名することができる。
6. 評議員は、理事会の諮問に応じる。
7. 委員は会務を助ける。
8. 監事は本会の会計および会務の運営状況を監査する。

#### 第 15 条 (役員の仕事)

会長、副会長、理事、評議員、委員、監事の任期は 1 期 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 4 章 会 議

#### 第 16 条 (理事会)

1. 理事会は、会長がこれを招集する。なお、半数以上の理事が理事会の開催を求めた場合、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。
2. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。
3. 理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって決する。

#### 第 17 条 (総会)

1. 総会は、全会員をもって組織し、次の事項を審議する。
  - (1)事業の執行
  - (2)役員を選任
  - (3)予算および決算の承認
  - (4)会費に関する事項
  - (5)規約の変更
  - (6)その他、理事会が必要と認めた事項
2. 総会は、年 1 回開催するものとし、理事会の議を経て会長が招集する。このほか、理事会が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。なお 3 分の 2 以上の会員が総会の開催を求めた場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。
3. 総会の議は、出席者の 3 分の 2 以上の賛同によって決する。

## 第 5 章 会 計

#### 第 18 条 (経費)

本会の経費は、会費および寄付金その他の収入によって支弁する。

#### 第 19 条 (会費)

会費は次のものとする。

1. 通常会員の会費は年額 7,000 円とする。
2. 賛助会員の会費は年 1 口以上 (1 口 10,000 円) とする。

3. 機関会員の会費は年額 20,000 円とする。
4. 学生会員の会費は学部学生は年額 3,000 円、大学院生は年額 5,000 円とする。
5. 顧問会員は会費を納めることを要しない。

会費は、年度初めに納入するものとする。機関誌代はこれに含まれる。

#### 第 20 条（予算・決算）

理事会は、予算を編成し、総会の議を経ることを要する。理事会は、また、前年度の事業報告・収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

#### 第 21 条（会計年度）

本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終る。（平成 26 年度の会計年度は 6 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終るものとする。）

## 第 6 章 付 則

#### 第 22 条（改正）

本会則の改正は、総会の議決を要する。

#### 第 23 条（事務局）

本会の庶務を担当するため、事務局を置く。その他、事務局に必要な事項は、会長がこれを定める。

#### 第 24 条（施行）

本会則は、昭和 61 年 6 月 8 日より施行する。

\*本会則、第 5 条は昭和 63 年 6 月 25 日より改正施行する。

\*本会則、第 19 条は平成 5 年 6 月 1 日より改正施行する。

\*本会則、第 11 条および第 13 条は平成 6 年 7 月 20 日より改正施行する。

\*本会則、第 12 条は平成 16 年 6 月 27 日より改正施行する。

\*本会則、第 11 条、第 13 条および第 16 条は平成 18 年 6 月 17 日より改正施行する。

\*本会則、第 8 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 19 条および第 23 条は平成 24 年 6 月 16 日より改正施行する。

\*本会則、第 14 条は平成 25 年 6 月 22 日より改正施行する。

\*本会則、第 21 条は平成 26 年 6 月 1 日より改正施行する。